

# 上町自治会会則

## 第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は上町自治会と称し、事務所を自治会長宅に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は会員相互の融和親睦と生活文化の向上を図り、町内の安全と秩序を維持し、福祉増進につとめることを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉の増進と文化の向上に関する事業
- (2) 町内の環境美化に関する事業
- (3) 町内の防火、防災、防犯に関する事業
- (4) 金刀比羅神社の祭祀および維持・管理に関する事業
- (5) 自治会館等の財産の維持管理
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第3条 本会の会員は、上町地区内に居住するものをもって構成し、入会には入会届、退会には退会届を自治会長へ提出する。

第4条 本会の会員は、各世帯毎に自治会費を負担する。

## 第2章 組織

(地区組織)

第5条 本会は、組織の円滑な運営を図るため、次の区分による組織を設ける。

- (1) 本会の地域を6地区に区分し、6町内会とする。
- (2) 各町内会の下に、地域及び世帯数に応じ組を置く。

(専任役員)

第6条 本会は、第2条の目的と事業を達成するため、次の行政関係の推薦委員を専任役員とする。  
環境委員、体育指導員、青少年指導員、民生児童委員、防災リーダー、交通指導員

(協力団体)

第7条 本会は第2条の目的達成のため、次の団体を本会の諸事業に参画する協力団体とする。  
神社、上町消防団、子ども会、寿会、上町金刀比羅会、祭囃子保存会

## 第3章 役員

(役員の構成と任務)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

会長は本会を代表し会務全般を統括し、組長、協力団体を除く役員を選任する。

- (2) 副会長 2名

副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

- (3) 会計 1名

会計は会長の指示のもと、本会の会計経理を処理する。また、神社会計も同様に処理する。

- (4) 会計監査 2名

会計監査は、本会及び神社会計の会計経理並びに財産の管理を監査する。

(5) 書記 1名

書記は本会の会議の記録及び、事務的業務を行う。

(6) 町内会長 6名

町内会長は、町内の組を統括し会員との連携を図ると共に、各種事業の推進にあたる。

(7) 組長 各組 1名

組長は町内会長の指示を受け、組内の会費徴収や連絡等の日常業務と共に各事業の実施に協力する。

(8) 専任役員(各若干名)

各専任役員は、各分野の役割を担当する。その他、本会事業全般の推進にあたる。

(9) 協力団体

各協力団体の自治会役員は会長、副会長、会計の4名以内とする。

(10) 執行役員

自治会長直轄のもと自治会活動に従事する者で自治会長が任命する。

従事する活動とは事業活動の実行や自治会役員の補佐などを行う。

(顧問)

第9条 本会に顧問及び、相談役を置くことができる。

顧問及び相談役は会長の諮問により、役員会にて意見を述べることができる。

顧問及び相談役は総会において決定する。

(役員を選出)

第10条 本会の役員を選出は次のとおり行う。

(1) 会長の選出は、役員会にて選考委員会を設け、候補者の選考を行い総会において決定する。

選考委員の構成は、副会長1名、町内会長6名とし委員長は互選とする。

(2) 副会長、会計、書記、会計監査は会長が任命し総会の承認を得る。

(3) 町内会長は各町内会を構成する世帯内より1名を選出する。

又、町内会長は自治会長が招集する選任会議において選任し、年初の自治会総会で承認を得るものとする。

(4) 組長は各組を構成する世帯内で担当し、原則各戸持ち回りとする。

又、組長は所属する各町内会長が選任し、文書にて自治会長に届け出る。

(5) 専任役員は会長の推薦を受け役員会にて決定する。

(役員任期)

第11条 会則第8条第1項から第6項の役員任期は2年とする。

ただし、再任を妨げない。なお補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

また、その他の専任役員の任期はその役職の任期とする。

## 第4章 会議

(総会)

第12条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(1) 定期総会は、年1回4月に開催する。臨時総会は会長が必要と判断した場合及び会員の過半数の要請があった場合に開催する。

(2) 定期総会は次の事項を審議する。

- ① 事業報告並びに会計決算報告に関する事項
- ② 神社会計決算報告に関する事項
- ③ 事業計画並びに予算に関する事項

- ④ 役員の選出に関する事項
- ⑤ 会則の改正に関する事項
- ⑥ その他、重要事項の決定

(役員会)

第 13 条 役員会は必要に応じ会長が招集し、事業の実施計画及び日常運営事項等を決定する。

(構成と議決)

第 14 条 総会及び役員会の構成役員は、会則第8条の役員をもって構成し、会議の議決は出席  
役員の過半数をもって決定する。

(会議の運営)

第 15 条 総会及び役員会の議長は会長が当たり、開会・閉会と議事の進行は副会長が行う。

なお、緊急事項は会長が処理し、事後承認を受けることができる。

## 第 5 章 会 計

(会費及び収入)

第 16 条 本会の会費は1世帯当たり年額2,400円(月額200円)とし、組長が徴収のうえ各町内毎に  
まとめて会計に納入する。会費の改正は総会において行う。

第 17 条 本会の会計収入は、自治会費・市補助金・寄付金・自治会館使用料・事業収入等をもって  
賄う。なお、神社会計の収入は、賽銭・寄付金をもって賄う。また、臨時出費を要するときは、自治会  
役員会の決定による。

(経費の支弁)

第 18 条 本会の諸事業及び運営経費は会計より支弁する。ただし、神社関係は別途、自治会会長  
の指示により神社会計より支弁する。

第 19 条 本会は協力団体の育成と事業推進の関係強化を図るため、財政状況に応じて補助金を  
支出することが出来る。

又、協力団体が他の地域との連携で費用負担がある場合も臨時役員会で承認することができる。

なお、補助金を受けた団体は年1回、収支報告書を自治会に提出するものとする。

(会計年度)

第 20 条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、会計書類と収支決算書は、5年間保存する。

(会則の改正等)

第 21 条 この会則の改正は、総会の議決を得なければならない。

(2) この会則を実施するための運営内規及び細則を役員会において定めることができる。

(3) 会長は必要に応じ部会・専門委員会を設けることができる。

この場合の取扱は前項の規程を準用する。

(資産の取得・処分)

第 22 条 資産の購入・処分を行う場合は、総会の決議による。

### 附 則

この会則は、昭和53年11月1日より施行する。

この会則は、平成7年12月1日より改正施行する。

この会則は、平成12年5月1日より改正施行する。

この会則は、平成22年4月1日より改正施行する。

この会則は、平成30年4月1日より改正施行する。

この会則は、令和 2年4月1日より改正施行する。

この会則は、令和 4年4月17日より改正施行する。

この会則は、令和 7年4月14日より改正施行する。